

# 香川県報



号外 7

平成 18 年

3月31日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項）ページ

### 規則

●香川県立病院財務規則の一部を改正する規則

（県立病院課）

一

### 告示

●平成三年香川県告示第三十八号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金及び支払命令金の額に係る知事が定める基準）の一部改正（子育て支援課）

●昭和四十年香川県告示第二百六十五号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部改正（県立病院課）

## 規則

香川県立病院財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真鍋武紀

### 香川県規則第五十二号

香川県立病院財務規則の一部を改正する規則

香川県立病院財務規則（昭和三十九年香川県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中、「百六十万円」を、「二百五十万円」に改める。

第十八条中、「条例」の下に、「の規定」を加え、「時効等」を、「法令の規定」に改め、同条に次の一項を加える。

2 病院の長は、事業年度ごとに、その年度に属する消滅時効が完成したすべての債権をとりまとめた上で振替伝票を作成し、金額、債務者その他必要な事項を知事に報告しな

ければならない。

第二十四条の二中、「第十一号」を、「第十四号」に改め、同条第二号中、「公団等」を、「独立行政法人等」に改める。

第二十四条の三中、「公団等」を、「独立行政法人等」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

## 告示

香川県告示第三百十三号

平成三年香川県告示第三十八号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金及び支払命令金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真鍋武紀

三を削り、四中「第二十一条の九の二」を、「第二十一条の九の六」に改め、四を三とする。

別表第一中「・副都府庁（〳〵）」及び育成医療（通院）の欄を削り、同表の備考4中「併し〳〵副都府庁」を削る。

香川県告示第三百十四号

昭和四十年香川県告示第二百六十五号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真鍋武紀

第一条第一項第一号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）」を、「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」に、「及び健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法（平成十四年厚生労働省告示第八十一号）」、老人保健法の規定による医療に要する

費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第七十二号）及び老人保健法第三十一条の三第一項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準（平成十四年厚生労働省告示第八十二号）を、特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第百一号）に改め、同項第二号中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第二百三十七号）及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第二百五十三号）」を「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）」に改める。

平成十八年三月三十一日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています